

長野県都市計画ビジョン〔概要版〕

1. 長野県都市計画ビジョンの役割と位置付け

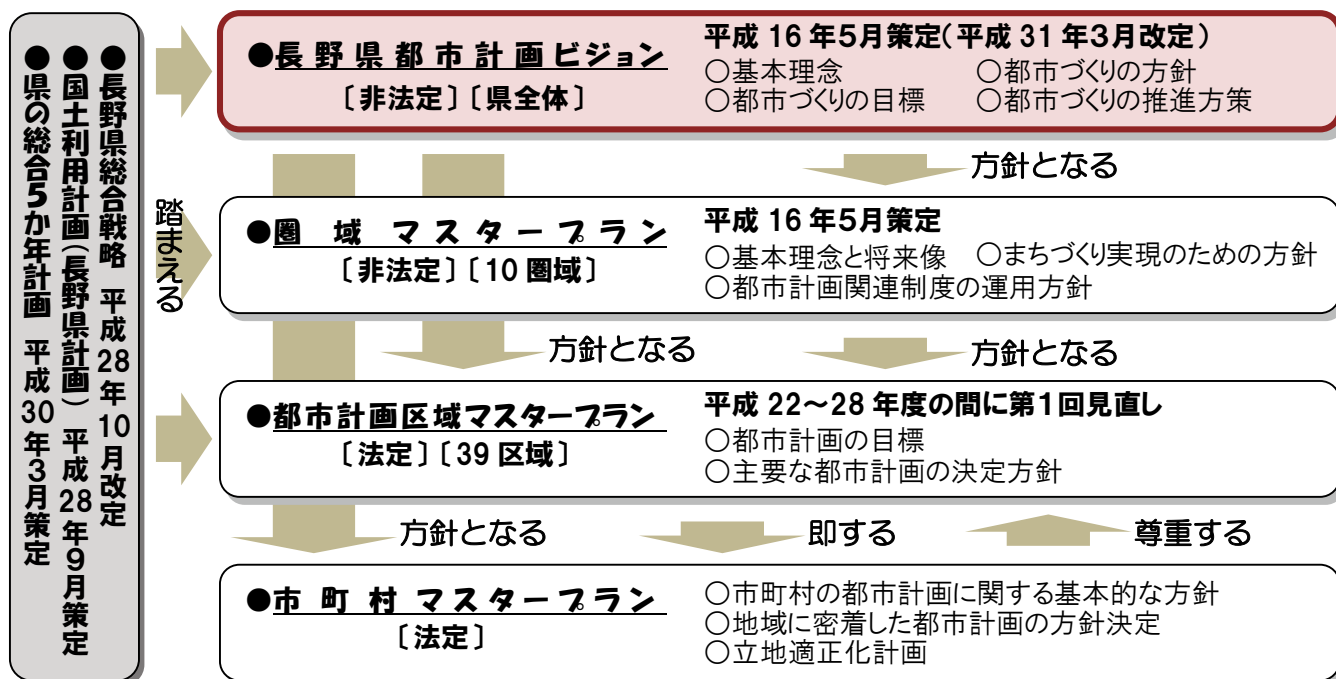
県ビジョンとは？

本編：P1、2

長野県都市計画ビジョン（以下「県ビジョン」という。）は、県土の都市づくりをよりよい方向に導くため、長期的な視野に立ち、県全体で共有すべき基本理念や目標、方針等を示すものです。

県ビジョンは、本県の優れた資産である自然環境の保全を旨とし、市町村のほか多様な主体の関わる、暮らしや産業、観光の基盤となる土地利用や都市施設整備など県土の都市づくり全般にかかる計画として最上位に位置付けられます。

- 【計画期間】**
○概ね 20 年先を見据えて策定
- 【対象範囲】**
○県土全体*
※都市計画区域に限定せず、市街地から山地まで人々の活動領域全体が対象



2. 長野県都市計画ビジョン改定の背景

なぜ、改定するの？

本編：P3～6

平成 16 年度に初めて策定した県ビジョンは、地方分権への対応や安定・成熟型社会への転換が求められるなかで、以下 3 つの視点を重視して策定しました。

- ・長野県の地域資産としての自然環境・農山村景観
- ・県土全体を見据えた都市づくりへ

観光を意識した県民生活の豊かさの向上
前回の県ビジョンは 20 年後を見据えて策定したものの、策定後 10 年以上を経過し、その間の都市づくりに大きな影響を及ぼす事象や、世界共通の目標となる SDGs の合意、新たな長野県総合 5 年計画の策定などを踏まえて、必要な改定を行うこととしました。

前回の県ビジョン策定後生じた都市づくりに大きな影響を及ぼす事象

市町村合併の進展

総人口の減少

東日本大震災の発生

長野県都市計画ビジョン



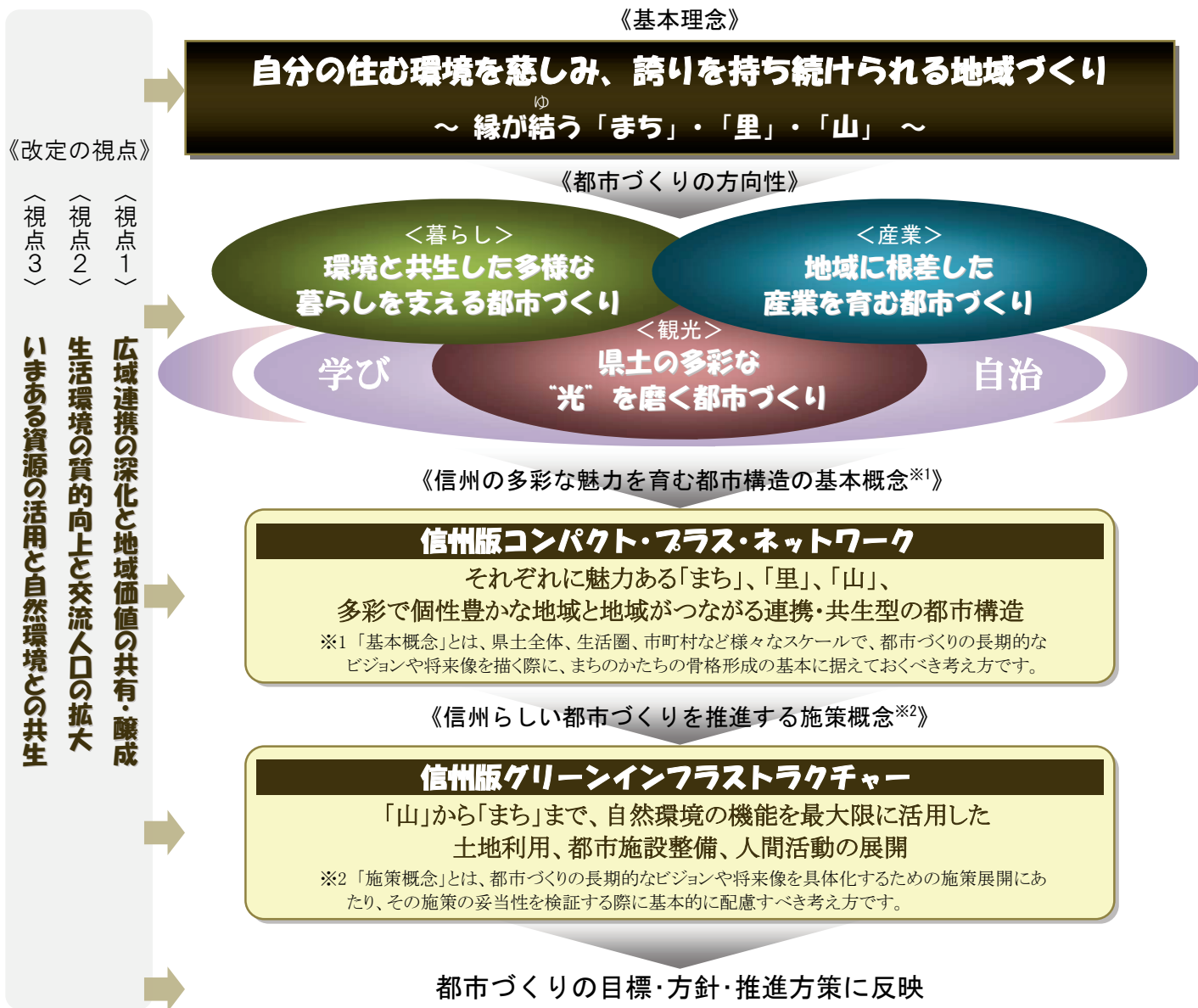
長野県

3. 基本理念と都市づくりの方向性

これからの方向性は？

本編：8～16

基本理念は前回の県ビジョンを継承したうえで、3つの改定の視点を定め、「信州の多彩な魅力を育む都市構造の基本概念」と「信州らしい都市づくりを推進する施策概念」を基本的な考え方として位置付けて、都市づくりの目標、方針及び推進施策への展開を図ります。これにより目指す都市づくりの方向性を、暮らし・産業・観光の3つの観点で再設定しました。



《改定の視点》

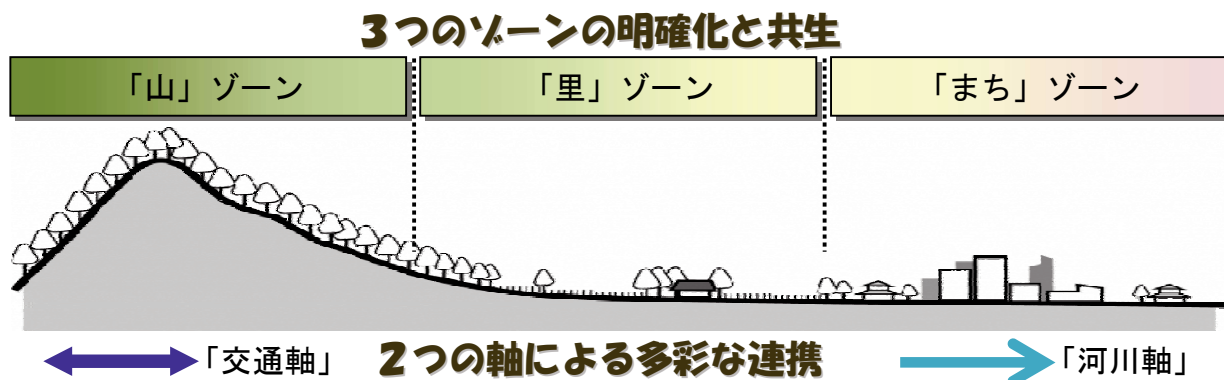
- （視点1）
- （視点2）
- （視点3）

広域連携の深化と地域価値の共有・醸成
 生活環境の質的向上と交流人口の拡大
 いまある資源の活用と自然環境との共生

4. 都市づくりの目標、方針及び推進方策

本編：17～54

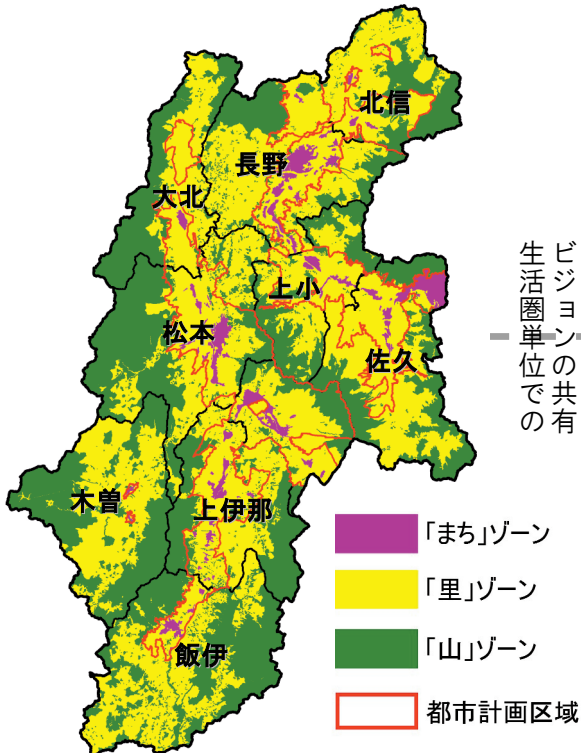
県土の骨格を3つのゾーン、10の圏域、2つの軸で捉え、基本理念の実現につながる都市づくりの目標を定めて、ゾーンと施策の2つの観点から目標達成のための方針を示すとともに、市町村の主体性と多様な主体との協働を意識して推進方策をまとめました。



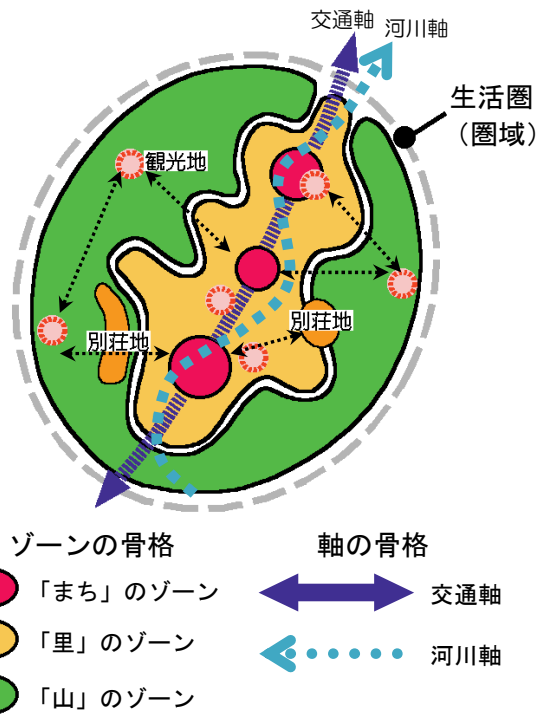
3つのゾーン



10の生活圏（圏域）



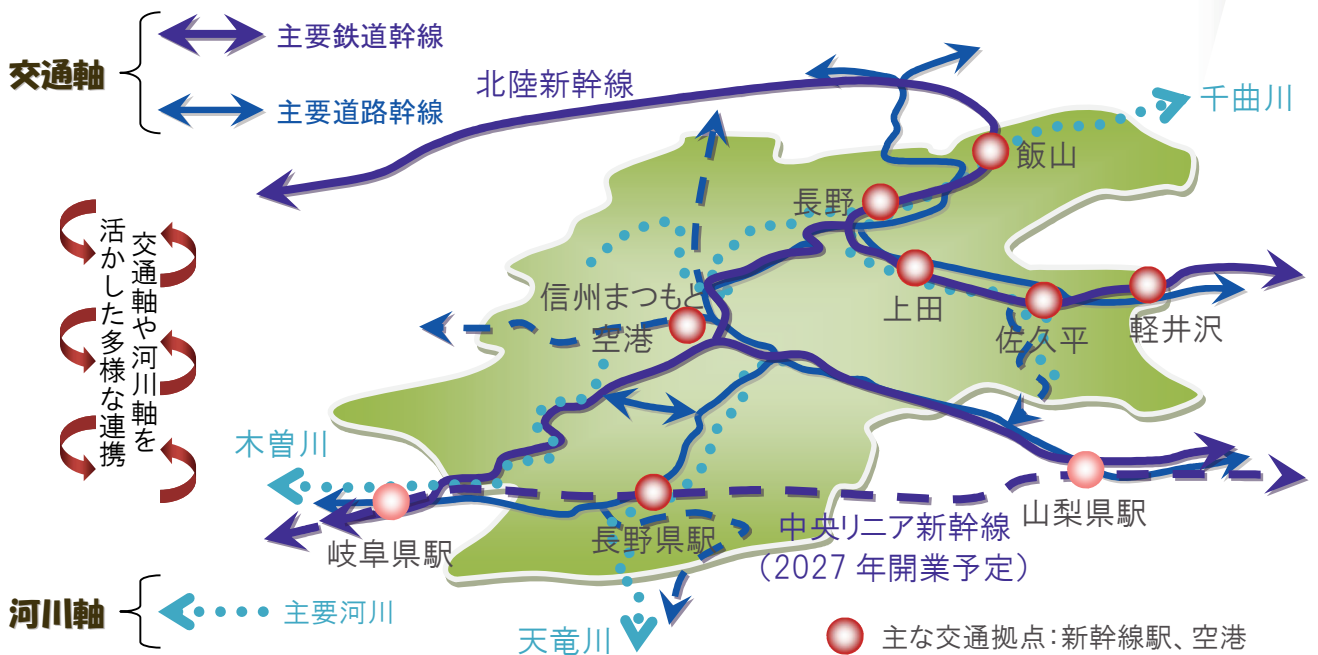
10の生活圏（圏域）



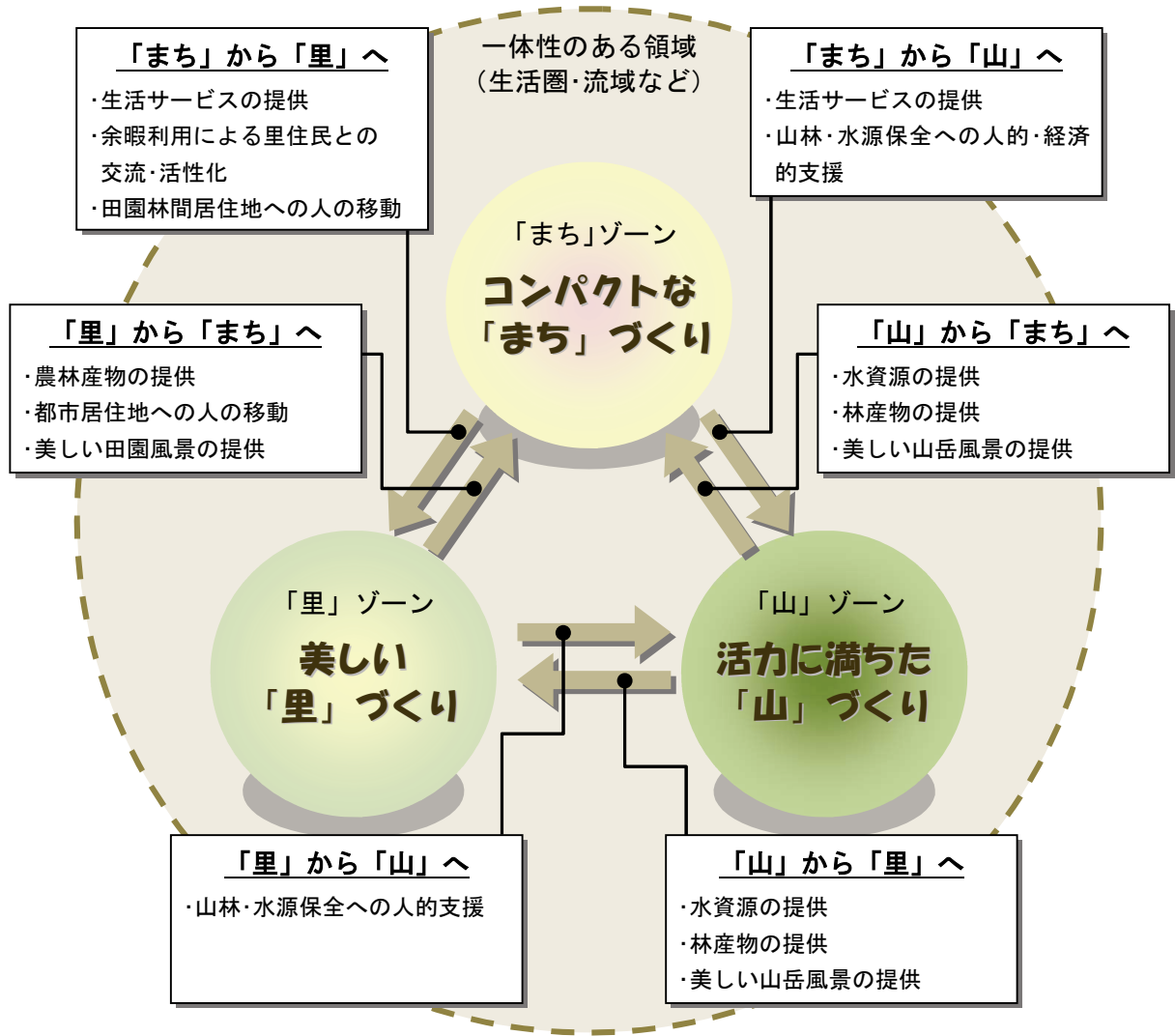
生活圏（圏域）の基本構成

県土の骨格を踏まえた目標設定

2つの軸

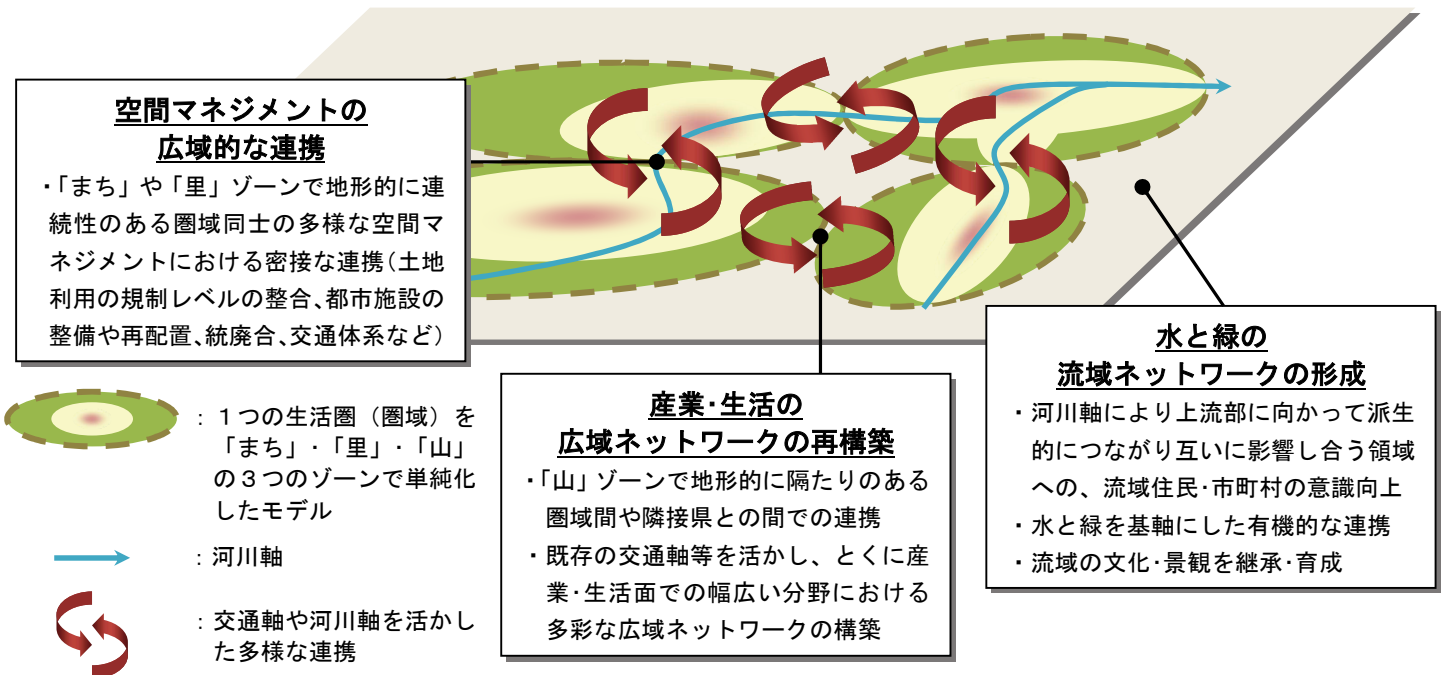


3つのゾーンの目標像と相互関係



生活圏（圏域）単位でのビジョンの共有

より広域的な都市づくりの連携とネットワークの強化



ゾーンに関する3つの方針

まち

方針1
生き生きと自律・共存できるコンパクトなまちづくり

- a. 多様な機能が混在する魅力的な中心市街地の再生
- b. まちなか居住の促進
- c. 環境に配慮した美しいまちづくり
- d. 低・未利用地の適切な管理と利活用

重点テーマ1
まちなかの低・未利用地や公共空間を活かしたエリアマネジメントの推進

里

方針2
美しい農山村・集落づくり

- ◇美しい景観の保全・再生
- a. 遠景の眺望に配慮した幹線道路沿道の規制・誘導
- b. 景観育成を進める仕組みづくり
- c. 集落コミュニティの維持・再構築
- ◇都市郊外における土地利用の安定化
- d. 優良な農地など自然的資源の保全
- e. 秩序ある美しい集落地の形成

重点テーマ2
美しいふるさとの風景を味わえる空間づくり・仕組みづくり

山・里

方針3
自然環境の保全と活用

- a. 保全及び開発の方針の明確化
- b. 貴重な自然環境の保全
- c. 良質な計画開発の誘導

重点テーマ3
総合的かつ広域的な土地利用調整の仕組みづくり

施策に関する4つの方針

方針A
災害に強いしなやかな県土の形成

- a. 安全な市街地・集落の形成
- b. 生態系を活用した防災・減災
- c. 災害発生時の初動対応の円滑化、相互支援体制の強化
- d. 地域コミュニティの強化

重点テーマ4
みどりの機能とコミュニティの力を活かした防災まちづくりの推進

方針B
環境と調和した良好な居住地の形成

- a. 既存居住地と新規開発可能地の明確化
- b. まちなかの居住地の再編
- c. 郊外の既存居住地の生活利便性・快適性の向上
- d. 良質な新規田園・林間居住地の誘導

重点テーマ5
既存の市街地・集落の住環境マネジメント

方針C
生活・産業・観光を支える交通体系の構築

- a. 広域・根幹的な交通基盤づくり
- b. 圏域内の道路ネットワークの形成
- c. 公共交通機関の維持・充実
- d. 徒歩・自転車ネットワークの整備

重点テーマ6
交通・交流拠点へのアクセス性の向上、回遊性の確保

方針D
地域資源を活かした魅力ある産業・観光の育成・創出

- ◇地域産業の育成・創出
- a. 都市型産業の立地需要への対応の充実
- b. 環境調和型産業等の適正な立地・形態の誘導
- ◇観光まちづくりの推進
- c. 観光資源の保全・活用
- d. 観光地の総合的な環境整備・景観育成
- e. 広域的な観光ネットワークの魅力向上

重点テーマ7
県土の暮らしと産業の魅力を味わえる滞在・周遊型の観光地づくり

各方針に関連する7つの重点テーマ

重点テーマ1 まちなかの低・未利用地や公共空間を活かしたエリアマネジメントの推進

(方針1関連)

●低・未利用地の再生・魅力化

- ・空き家を含む低・未利用地の実態把握と情報共有
- ・まちなかに来訪や移住の魅力を生み出す取り組み(歴史的・文化的価値を有する空き家のリノベーション、空き地の集約化・交換分合等による公園広場化、区画の整序、市民農園としての利用など)

●公共空間における交流・賑わいの場の創出

- ・まちなかの公共空間(駅前広場や道路(歩道)空間、公園、河川など)の多面的な活用
- ・公民連携による各種法制度の活用や手続きの円滑化、実験的・試行的な取り組みの支援
- ・段階的に事業スキームを構築していくエリアマネジメントの展開

●マネジメント組織の育成

- ・まちなかや郊外部の低・未利用地の借り上げ又は取得、公益に資する事業を考案した民間企業や団体等に安価での貸与による利活用促進
- ・公共目的で低・未利用地の利活用を進めるマネジメント組織の立上げや運営の支援

重点テーマ2 美しいふるさとの風景を味わえる空間づくり・仕組みづくり

(方針2、方針3関連)

●自然景観や農山村景観を味わえる空間づくり

- ・美しいふるさとの風景を展望するビューポイントとして、県下各地の良好な視点場の周知や案内
- ・生活者が郷土を学び、風景の保全意識を高め、来訪者が風景を味わえる空間づくり
- ・美しい風景を眺められる幹線道路沿道や鉄道沿線、河川沿いなどの景観保全(景観条例など)
- ・農山村エリアを巡るフットパスやサイクリングコース等の整備

●農山村景観を保全する仕組みづくり

- ・地元主導による景観・土地利用・環境整備・観光対策・営農対策などの総合的な計画づくり
- ・協議会活動や景観整備やグリーンツーリズムに対する支援
- ・地域の貴重な景観・歴史資産の、多様な手段による保全や活用(文化財保護法によるほか景観条例や維持管理のモデル事業など)

重点テーマ3 総合的かつ広域的な土地利用調整の仕組みづくり

(方針2、方針3、方針A関連)

- ・市街地内外における多種多様、大小様々な開発事業を対象に、事業者、県、市町村による事前協議の手続きを定めた仕組みの構築(条例制定など)
- ・大規模集客施設の適切な立地コントロール(中心市街地の活性化や広域的な見地からの郊外部での立地コントロール、ハザードマップなど災害リスクを踏まえた土地利用誘導、圏域マスタープラン等の方針のもと、県と市町村間で協力した規制誘導)

重点テーマ4 **みどりの機能とコミュニティの力を活かした防災まちづくりの推進**

(方針A関連)

●みどりの防災・減災機能の保全・活用

- ・防災・減災に寄与する緑地や災害発生後の復旧に資する拠点として機能する公園整備
- ・森林や農地のもつ防災・減災機能の維持管理活動に、その恩恵を受ける流域住民らが参加できる仕組みづくり

●地域防災力を支えるコミュニティの保全・継承

- ・既存の集落を保全できる土地利用コントロール

重点テーマ5 **既存の市街地・集落の住環境マネジメント**

(方針B関連)

●空き家等のマネジメントによる田園・里山環境と調和・共生した生活空間の創出

- ・地域や市町村、関係事業者らが連携して空き家を適正管理する仕組みづくり
- ・地域活性化に資する古民家の利活用に際しての柔軟な対応
- ・空き地を市街地・集落の住環境の改善に活かす整備・再編の取り組み
- ・交流空間や緑地空間の創出、田園・里山環境と調和・共生した生活インフラの形成

●各種協定制度等を活用した高質な住環境形成

- ・新規住宅地整備の際の、地区計画や建築協定、景観協定、緑化協定など各種協定制度の活用(事業者)
- ・既存の住宅地における、質の高い住環境の保全・創出のためのルールづくり(住民)

重点テーマ6 **交通・交流拠点へのアクセス性の向上、回遊性の確保**

(方針C関連)

●地域公共交通網の確保・充実

- ・採算性を考慮した地域公共交通網の確保・充実(貨客混載や自動運転システムの導入検討など)
- ・鉄道を含む地域公共交通の利用者増につながる整備(パーク・アンド・ライド駐車場など)

●公共空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進

- ・駅や交流拠点施設及びその周辺部のバリアフリー化(段差解消やエレベーターの設置など)
- ・誰もが使いやすいユニバーサルデザイン化(案内サインの多言語化や ICT 技術・サービスを活用したわかりやすい情報発信など)

重点テーマ7 **県土の暮らしと産業の魅力を味わえる滞在・周遊型の観光地づくり**

(方針D関連)

●地域固有の生活、歴史、文化、産業を活かした観光まちづくりの推進

- ・エリア単位での観光まちづくり(地域固有の生活・産業の体験の場づくり、歴史的な街並みの保全、文化財等を巡る散策路やサイクリングコースの整備など)

●地域の魅力を味わえる休憩・宿泊機能の強化

- ・活用可能な空き家のリノベーションの促進(農山村の既存の民家や店舗、古民家など)
- ・地域住民と交流できる休憩施設や農家民泊施設の普及(既存の宿泊施設と共存できる範囲で)

●情報通信・提供機能の充実・強化

- ・情報通信環境の充実(公共施設や観光施設への Wi-Fi の設置など)
- ・インバウンドに対応した、多言語の案内サインやピクトサインの導入、サインの統一化
- ・地域資源をデータベース化・共有化
- ・地域資源の魅力を伝えられるガイドの育成(風景の語り部など)

協働による地域・まちづくりの推進

(1) 県民への情報発信・参加機会の拡充

- ・ SNS など多様な手法による情報の発信・交流の場づくり
- ・ 先進的な取り組みに基づく知識・ノウハウの収集・提供 等

(2) 地域・まちづくり学習の推進

- ・ 参加体験型の地域・まちづくり学習機会の創出
- ・ 県外・地域外の人々との交流を通じた意識啓発 等

(3) 地域・まちづくりを実践するリーダー等の育成

- ・ 地域・まちづくりのマネジメントに必要な能力開発の機会の創出
- ・ ヒト・モノ・カネなど地域・まちづくりに必要な支援 等

(4) 地域・まちづくりの技術的な支援

- ・ 地域・まちづくりの専門家・コーディネーターの派遣 等

(5) 多種多様な地域・まちづくり団体等との協働・連携促進

- ・ 地域・まちづくり関連の組織間の調整・人的ネットワークの構築 等

(6) 地域・まちづくりの総合的な支援の体制強化

- ・ 上記(1)～(5)の取り組みを含め、地域主体のまちづくりを総合的に支援するための公・民・学連携の組織「信州地域デザインセンター」の設置 等

都市づくりの
目標・方針

推進方策

協働の取り組み
+
規制・誘導・事業

内部人材
地域住民

外部人材
専門家

各種団体
大学・企業

国・県
市町村

市町村と連携した都市マネジメントの推進

(1) 広域的な都市づくりの考え方・方向性の共有

① 県ビジョンの活用

- ・ 圏域マスタープランへの反映
- ・ 広域的な計画への反映

② 圏域マスタープランの活用

- ・ 区域マスタープランへの反映
- ・ 市町村マスタープランへの反映

(2) 都市計画制度の効果的な活用促進

① 都市計画区域の統合と拡大

- ・ 生活圏としての一体性の観点からの都市計画区域の統合・再編
- ・ 土地利用転換圧力のある都市計画区域外への区域の拡大 等

③ 用途地域内の地域地区制度の活用支援

- ・ 田園住居地域など用途地域の活用
- ・ 特別用途地区、防火地域、準防火地域、高度地区、景観地区、緑化地域、伝統的建造物群保存地区などの活用 等

② 区域区分制度の活用

- ・ 地域の実情に即した開発許可制度の活用 等

④ 用途地域外の土地利用誘導制度の活用支援

- ・ 特定用途制限地域の活用
- ・ 地区計画の活用 等

(3) その他の都市づくりに関する各種計画制度の活用促進・取り組み支援

① 集約型都市構造の推進に資する施策の活用

- ・ 立地適正化計画の活用
- ・ 小さな拠点づくりの推進 等

② 各種法令に基づく協定等の制度活用支援

- ・ 建築協定、緑地協定、景観協定などの活用 等

③ 市町村・地域独自の土地利用計画制度の導入支援

- ・ 自主条例などによる土地利用コントロールのしくみの構築・運用に対する情報提供・調整 等

④ 広域的な都市づくりの取り組みの支援と市町村間の連携促進

- ・ 都市インフラの整備・再編など市町村間・圏域間で広域調整を行える組織や仕組みづくり 等

⑤ 県と市町村間での都市づくりに関する知見・情報の共有

- ・ ビッグデータの活用
- ・ 優良事例情報の収集・提供
- ・ 人事交流や研修会など情報共有の場づくり 等

<問い合わせ先> 長野県建設部都市・まちづくり課都市計画係

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL : 026-235-7297 (直通) FAX : 026-252-7315 E-mail : toshi-machi@pref.nagano.lg.jp